

事 務 連 絡
令 和 3 年 10 月 5 日

各都道府県衛生主管（部） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナウイルスワクチンの追加接種の実施を
踏まえた流通体制の整備について

「新型コロナウイルスワクチンの流通体制に係る地域担当卸の候補の調整について」（令和3年1月7日付け健健発0107第1号厚生労働省健康局健康課長通知）において、貴管内における新型コロナウイルスワクチンの流通体制の構築にご協力いただける地域担当卸を選定いただき、1・2回目のワクチン接種の実施に当たり、ワクチンや針・シリンジの流通に尽力いただきました。

今般、追加接種の実施を踏まえた流通体制の整備を行うために、下記の対応をお願いいたします。

記

1. 各地域担当卸への意向確認

令和3年10月15日（金）までを目処に、追加接種の実施を踏まえて、管内の各地域担当卸に業務の継続意向の有無を確認してください。

2. 地域担当卸が業務継続を希望しない場合の対応

地域担当卸が業務継続の意向を有しない場合は、その意向を尊重することとし、令和3年10月22日（金）までを目処に、当該地域担当卸が担当する地域について、業務継続を希望する他の地域担当卸に割り振ってください。なお、地域を割り振る際の考え方については、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（初版）第3章5（2）イ及びウに準じるものとします。

3. 結果報告

地域担当卸について、

- ・変更がない場合は、令和3年10月20日（水）まで

・変更があった場合は、令和3年10月27日（水）までに別添の様式で[REDACTED]まで件名を『(〇〇都道府県)地域担当卸の意向確認等の結果』としてメールで報告してください。